

知的財産権をめぐる状況について

農林水産省における知的財産の検討

- 食料・農業・農村政策推進本部(本部長:内閣総理大臣)において、「21世紀新農政2006」を決定(4月4日)。
- 「21世紀新農政2006」の中で、『知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力強化のため我が国の優れた農林水産物・食品を知的財産と捉え、その権利化と積極的な保護・活用を推進することで、我が国農林水産品の国際競争力を強化する。』としている。
- また、農林水産省知的財産戦略本部(三浦副大臣本部長)を設置し、具体的な検討を実施。

(6) 知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力強化

- 我が国の優れた農林水産物・食品を知的財産としてとらえて権利化し、国際競争力の強化や収益性の向上等に向けた知的財産権の積極的・戦略的な活用を推進

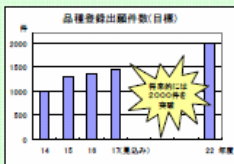
植物新品種の登録(数値目標)

- ①出願件数:5年で5割増
(17年度1,385件→22年度2,000件)
- ②審査期間の短縮:世界最短水準の2.5年
(達成期間を22年度から20年度に前倒し)

目 標

DNA品種識別技術開発委託プロジェクトにより、今後5年間で、加工品(米及びイチゴ)、牛肉の分析手法を確立

農林水産省試験研究機関の特許等(出願目標) 今後5年間で
①特許出願900件以上
②品種登録出願150件以上
(平成16年度保有数)
特許種等 998件・育成者種 390件



活 用

- 産学官連携等による知的財産権を活用した国際競争力のある産地形成
- 地域団体商標等を活用した地域ブランド戦略、食文化の海外普及と併せた日本ブランド戦略の展開
- TLO(技術移転機関)等を通じた特許等技術移転の促進
- 知的財産に関する人材の育成、普及啓発

海外での権利取得・活用
日本ブランドの輸出促進
(日本の食文化も輸出)

保 護

- 税関による水際取締りの強化(輸出差止制度の新設)
- アジア諸国等への品種保護制度整備の働きかけ
- DNA品種識別技術の開発
- 地域団体商標制度(地名+商品名)の新設(本年4月施行)

創 造

- 農林水産研究基本計画に即し優れた研究成果の創出とその実用化を加速する施策の推進
- 産学官連携等を通じた新技術・新品種の開発促進
- 国内外での戦略的な権利取得の促進

我が国の農林水産物・食品は、
「生産者・事業者等の努力・技術」、「日本の伝統・文化」、「消費者の信頼」等に支えられた
貴重な知的財産

⑥

「21世紀新農政2006のポイント」より抜粋

知的財産権の種類

創作意欲
を刺激

信用の維持

知的創造物についての権利

特許権(特許法)

- 発明を保護
- 出願から20年

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権(意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から15年

著作権(著作権法)

- 文芸、芸術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)

回路配置利用権

(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を促進
- 登録から10年

育成者権(種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

営業標識についての権利

商標権(商標法)

- 商標を保護
- 出願から10年(更新あり)

商号(商法)

- 登記された商号を保護

商品表示、形態等 (不正競争防止法)

- 原産地等の虚偽表示
- 商品形態のデッドコピー
- ドメインネームの不正取得等

出典:特許庁ホームページ

畜産に関する知的財産権の種類

和牛の場合

特許権(特許法)

和牛に特徴的な遺伝子に関する研究を加速させ、
特許等を含めた戦略的な活用へ

育種者権(種苗法)

種苗のような国際的なルールは存在しない

商標権(商標法)

和牛では商標権を取得しているのは、前沢牛、米沢牛等
「地名」+「商品名」からなる地域ブランドの取得を推進

商品表示、形態等
(不正競争防止法、
景品表示法他)

食肉公正競争規約により、和牛の表示を設定

～知的財産をめぐる種苗と和牛(精液)の違い～

植物(種苗)

和牛

「植物新品種保護国際(UPOV)条約」が存在。

→ 種苗の輸出入を含む各種の行為
に対し育成者権の保護のための権利行使が可能。

国際的にも、家畜の精液そのものに育成者権を設定し取り扱うことはない。

→ 国際的なルールがない。

種苗法に基づく種苗登録制度により、種苗の育成者権を保護

和牛(精液を含む)について、育成者権等の知的財産保護制度はない。

次の場合に品種登録を受けることができる。

- ① 新しい品種と他の品種との区別が、特性の全部又は一部によって明確になされること。
- ② 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。
- ③ 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

→ 品種としての特性が固定。

→ 市場に流通している収穫物からの増殖が極めて容易。

和牛の場合、主な遺伝資源の流通形態は、精液によるもの。

精液は、半数体(n)であり、卵子と接合して初めて遺伝子が発現。

→ 精液の段階では形質は未確定。

→ 精液だけでは産子の能力は不明であり、同じ能力の牛を増殖することは困難。

種苗法と同様の制度に限らず、幅広い可能性の検討を行う必要。